

令和 7年 6月 16日

保護者の皆様

大阪市立西九条保育所

令和6年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本保育所が代理受領した施設型給付費の額は、次のとおり、各支給認定保護者について、「本保育所に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る保育料を減じた額」となります。

児童1人あたりの公定価格の額 (月額)	
標準時間認定	
乳児	228,485 円
1・2歳児	140,235 円
3歳児	69,895 円
4歳以上児	61,075 円
短時間認定	
乳児	221,965 円
1・2歳児	133,715 円
3歳児	53,850 円
4歳以上児	54,555 円

$$\begin{array}{ccc} \text{—} & \boxed{\text{各保護者がお支払いになった保育料 (月額)}} & \text{=} & \boxed{\text{本保育所が代理受領した施設型給付費の額 (月額)}} \end{array}$$

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大阪市から本保育所分として支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績を御報告するものです（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や保育料の支払い等が発生するものではありません。）。